

議案第 6 1 号

鯖江市地域交流センター設置および管理に関する条例の一部改正について

鯖江市地域交流センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

P F I 事業が令和 6 年度で終了することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市地域交流センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
鯖江市地域交流センター設置および管理に関する条例（平成16年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民の」を「住民」に改める。

第3条および第4条を削る。

第5条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「がある」および「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条とする。

第6条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、または臨時に休館することができる。

第6条を第4条とする。

第7条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項中「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第5条とする。

第8条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改め、同項第1号中「利用する者」を「使用する者」に、「利用者」を「使用者」に、「利用の目的」を「使用の目的」に改め、同項第2号中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「この条例に基づく規則もしくは市長」に改め、同項第3号中「利用者」を「使用者」に改め、同条第2項中「利用の中止」を「使用の中止」に、「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第9条の見出し中「利用権」を「使用权」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1項を加える。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既に納入された使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由その他特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部または一部を返還することができる。

第10条および第11条を削る。

第12条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」を「市長は、公用または公共の用に供するときその他特に必要があると認めるときは、使用料」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、地域交流センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により市長が指定管理者に管理を行わせる場合は、第3条および第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条および第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域交流センターの使用の許可に関する業務
- (2) 地域交流センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第12条 第8条の規定にかかわらず、第10条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、使用者は地域交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、もしくは免除し、または返還することができる。

第13条から第19条までを削る。

第20条中「定める」の前に「別に」を加え、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(過料)

第14条 偽りその他不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

別表中「利用料金の上限額」を「金額」に、

「

和室2（専用利用）	時間	400円
-----------	----	------

を

」

「

和室2（専用利用）	時間	400円
摘要		
・使用料には、消費税法（昭和63年法律第8号）の規定による消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含むものとする。		
・市長は、使用者の利便を図るため、使用回数券を発行して使用料を割引することができる。		

」

に改め、同表備考を次のように改める。

2 加算使用料

次の各号に該当する使用料の額は、基本使用料に次の率を乗じて得た額を加算する。

- (1) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収しない場合 100%
- (2) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収する場合 200%
- (3) 空調設備を使用する場合 20%

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。